

省エネ法の改正について



2010年2月

三菱電機ビルテクノサービス株式会社



ビルを、まるごと、エコチェンジ

1. 省エネ法とは？

省エネ法は、石油危機を契機として昭和54年に、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定されました。

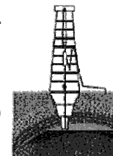
2. 省エネ法におけるエネルギーとは？

エネルギーとは、一般的にはすべての燃料、熱、電気を指して用いられる言葉ですが、省エネ法におけるエネルギーとは、以下に示す燃料、熱、電気を対象としています。

廃棄物からの回収エネルギーや風力、太陽光等の非化石エネルギーは対象となりません。

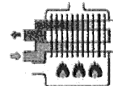
燃料

- 原油及び揮発油(ガソリン)、重油、その他石油製品(ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス)
- 可燃性天然ガス
- 石炭及びコークス、その他石炭製品(コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス)であって、燃焼その他の用途(燃料電池による発電)に供するもの



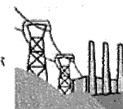
熱

- 上記に示す燃料を熱源とする熱(蒸気、温水、冷水等)
対象とならないもの: 太陽熱及び地熱等、上記の燃料を熱源としない熱であることが特定できる場合の熱



電気

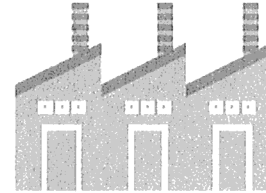
- 上記に示す燃料を起源とする電気
対象とならないもの: 太陽光発電、風力発電、廃棄物発電等、上記燃料を起源としない電気であることが特定できる場合の電気



3. 省エネ法が規制する分野は？

省エネ法が直接規制する事業分野としては、“工場又は事業所その他の事業場”、“輸送”、“住宅・建築物”、“機械器具”の4つがあり、それぞれ以下に示す事業者が規制の対象とされます。なお、本パンフレットでは、主に工場・事業場に係る措置についての概要を記載しています。

工場・事業場	<ul style="list-style-type: none"> ●工場等を設置して事業を行なう者 ・工場を譲渡して事業を行なう者 ・事業場(オフィス、小売店、飲食店、病院、ホテル、学校、サービス施設などすべての事業所)を譲渡して事業を行う者
輸送	<ul style="list-style-type: none"> ●輸送事業者：貨物・旅客の輸送を業として行なう者*1 ●荷主：自らの貨物を輸送業者に輸送させる者*1
住宅・建築物	<ul style="list-style-type: none"> ●建築時：住宅・建築物の建築主 ●増改築、大規模改修時：住宅・建築物の所有者・管理者 ●特定住宅(戸建て住宅)：住宅供給事業者(住宅事業建築主)
機械器具	●エネルギーを消費する機械器具の製造事業者及び輸入事業者



4. どのような事業者が規制の対象になりますか？

事業者単位(企業単位)で一定規模以上のエネルギーを使用している事業者

今回の法改正により、これまでの工場・事業場単位のエネルギー管理から、事業者単位*1(企業単位)でのエネルギー管理に規制体系が変わります。したがって、事業者全体(本社、工場、支店、営業所、店舗等)の1年度間のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500㎏以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。

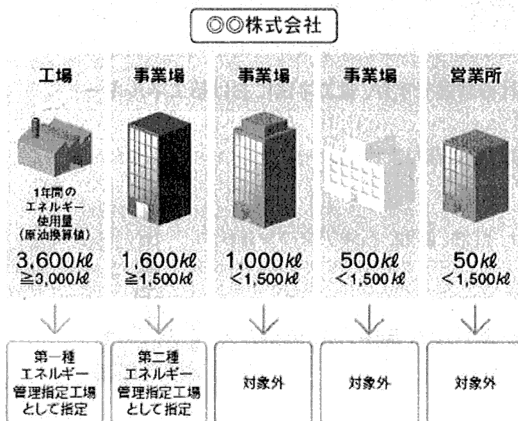
-2-

改正前

(平成22年3月31日まで)

工場・事業場単位の法体系
(工場・事業場ごとのエネルギー管理)

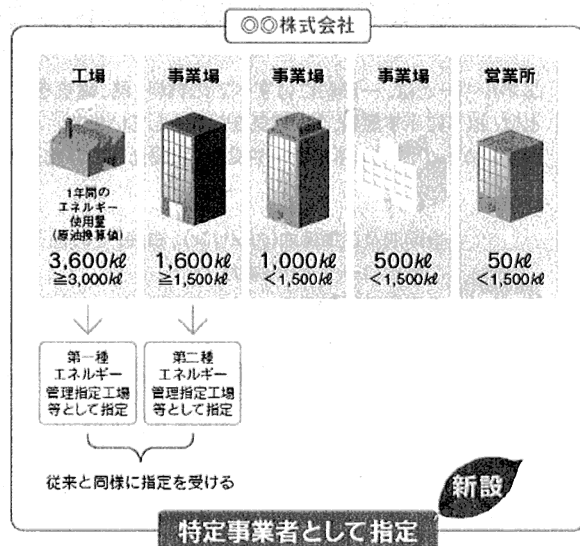
1. 従来からエネルギー管理指定工場を有している事業者



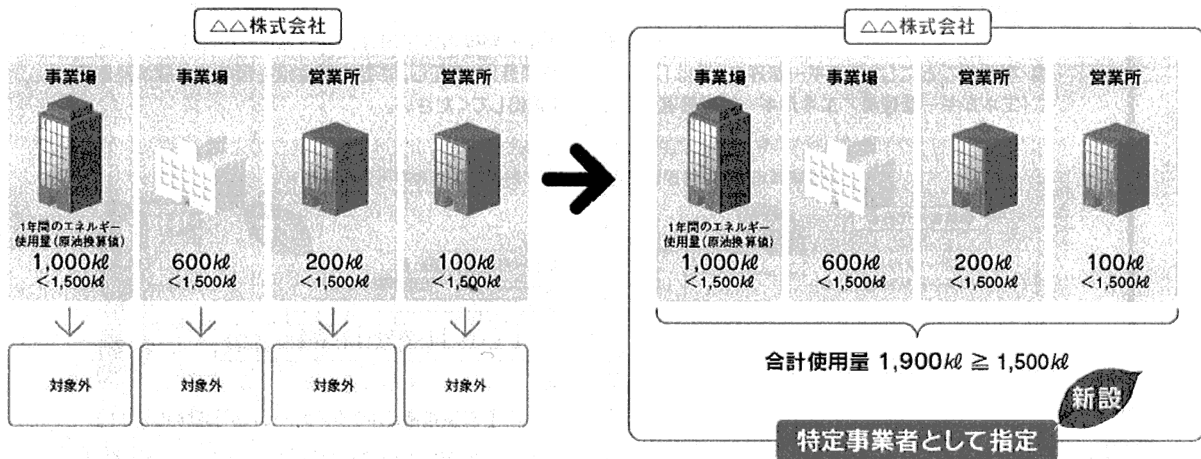
改正後

(平成22年4月1日から)

事業者単位(企業単位)の法体系
(事業者全体としてのエネルギー管理)



2. これまで、エネルギー管理指定工場を有していない事業者



注1：事業者単位の範囲とは？

事業者単位の範囲は、法人格単位が基本となります。したがって、子会社、関連会社、協力会社、持株会社等はいずれも別法人であるため、別事業者として扱われます。

5. 事業者が行わなければならないことは？

【三菱電機ビルテクノサービスがお勧めします！】

STEP 1

事業者全体でのエネルギー使用量の把握 ⇨ 『省エネ法対応サポート契約』

- 前年度における事業者全体(企業単位)のエネルギー使用量(原油換算値)を把握してください。

STEP 2

エネルギー使用状況届出書の提出

- 把握したエネルギー使用量の合計が1,500kℓ/年以上であった場合には、その結果を5月末日まで(平成22年度は、7月末日まで)に、本社の所在地を管轄する経済産業局に「エネルギー使用状況届出書」を提出してください。
- 個別の工場や事業場など事業所単位で1,500kℓ/年以上のエネルギー使用量(原油換算値)があった場合は、当該工場・事業場のエネルギー使用量を事業者全体のエネルギー使用量の内訳として「エネルギー使用状況届出書」に記載してください。

STEP 3

特定事業者又は特定連鎖化事業者の指定

- 「エネルギー使用状況届出書」を届け出ると、国はその事業者を「特定事業者」又は「特定連鎖化事業者」として指定をします。
- また、3,000kℓ/年以上のエネルギーを使用している工場・事業場を「第一種エネルギー管理指定工場等」、1,500kℓ/年以上3,000kℓ/年未満のエネルギーを使用している工場・事業場を「第二種エネルギー管理指定工場等」として指定をします。